

大阪府 大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目 次

告 示

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告…………… 1
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了…………… 5
- 道路の廃止…………… 6
- 道路の廃止…………… 6
- 落札者等の公示…………… 7
- 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている
区域の一部の指定解除…………… 7
- 放置自動車の処理…………… 9
- 指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市立長堀通地下駐
車場ほか8施設）…………… 9
- 長居植物園の供用日の変更の承認…………… 12
- 舞洲野球場の臨時開業及び臨時休業の承認…………… 13
- 地縁による団体の代表者の氏名及び住所の変更…………… 13
- 一般競争入札の執行（水道メータの購入）…………… 14
- 一般競争入札の執行（水道メータの修繕）…………… 17
- 落札者等の公示…………… 20
- 選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、80万
を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗
じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得
た数及び6分の1の数並びに大阪市議会議員の各選挙区におけ
るその総数の3分の1の数…………… 21

公 告

- 職員団体の登録事項の変更（大阪市会事務局職員組合）…………… 22
- 職員団体の登録事項（大阪市職員労働組合において専従休職を
与えられている者の氏名）…………… 23

告 示

大阪市告示第1263号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局区政支援室市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成26年 9月19日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成26年 7月31日
申請書を受理した日	平成26年 8月29日
名 称	特定非営利活動法人すまいる
代 表 者 の 氏 名	鹿島 茂樹
主たる事務所の所在地	大阪市中央区東高麗橋 2 番37号
定款に記載された目的	この法人は、障がい者及び高齢者の方々の自立を支援し、社会福祉に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年 7月31日
申請書を受理した日	平成26年 8月29日
名 称	特定非営利活動法人申
代 表 者 の 氏 名	森川 夏枝
主たる事務所の所在地	大阪市東成区東小橋 1 丁目16番14号
定款に記載された目的	この法人は、不登校を機に学校という社会から孤立した子どもたちにその子どもたちが持っている能力を最大限に発揮できるよう、メンタルトレーニング、ソーシャルスキルズトレーニング（SST）、教育を通じて、子どもたちの自立できる環境を整えながら、将来の自己実現を最大限に援助し、かつ、不登校児を抱える親たちの相談場所や交流場所を設けることで、彼らの親たちの心理的負担を軽減するとともに、親たちもコミュニティとのつながりを保持できるようサポートすることを目的とします。
申請のあった年月日	平成26年 8月 8日
申請書を受理した日	平成26年 8月29日
名 称	特定非営利活動法人マンション管理支援ネットO S A K A
代 表 者 の 氏 名	酒井 陽治
主たる事務所の所在地	大阪市西区江戸堀 1 丁目22番14号
定款に記載された目的	この法人は、分譲マンションの居住者その他不特定多数の市民に対して、マンションの管理運営・建物の維持保全・再生・建替え等の問題解決に関

	する有益な情報の提供・広報活動及び相談・適切な助言・補助を行う事業、並びにマンションに於ける諸問題を解決するに十分な知識を持つ人材の育成を行う事業により、マンション居住者の良好な住環境の確保を図り、安心・安全なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年 8 月 8 日
申請書を受理した日	平成26年 8 月29日
名 称	特定非営利活動法人メリーミーズ
代 表 者 の 氏 名	藤原 美奈
主たる事務所の所在地	大阪市北区同心 2 丁目14番19号
定款に記載された目的	この法人は、おもに児童養護施設退所後の子ども達に対して、心豊かな子ども達の精神向上を図り、子ども達の健全な育成に寄与し、社会的自立をサポートすることを目的とする。

(市民局区政支援室市民活動支援担当)

大阪市告示第1264号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局区政支援室市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成26年 9 月19日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成26年 7 月14日
申請書を受理した日	平成26年 8 月29日
名 称	特定非営利活動法人トラトリア
代 表 者 の 氏 名	小出 元信
主たる事務所の所在地	大阪市阿倍野区播磨町 1 丁目 6 - 3
定款に記載された目的	この法人は、障がいのある方に対して、地域住民の協力を得て、個人の尊重を維持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することにより、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

申請のあった年月日	平成26年 7月28日
申請書を受理した日	平成26年 8月29日
名 称	特定非営利活動法人東成精神障害者を支える会 サラダ倶楽部
代 表 者 の 氏 名	西川 孝
主たる事務所の所在地	大阪市東成区東今里2丁目1番19号
定款に記載された目的	この法人は、障害者の福祉を進めるための事業を行うことにより、障害者の自己決定・自立性を尊重され、ともに地域で生活するために、福祉・社会・文化の向上を図り、生活の質的向上に寄与することを目的とする。また、精神障害者のみならず、他障害や、地域における福祉の向上を目的とする団体及び個人の活動に関する、連絡・助言、または援助を目的とする。
申請のあった年月日	平成26年 8月 5日
申請書を受理した日	平成26年 8月29日
名 称	特定非営利活動法人スポーツ・武道育成振興会
代 表 者 の 氏 名	小林 悟
主たる事務所の所在地	大阪市平野区西脇3丁目5番7号
定款に記載された目的	この法人は、スポーツ・武道精神に基づく健全育成教育、スポーツ・武道選手の育成、指導者の育成、子供、青少年、社会人、壮老年までも含めた人たちの為に心身を鍛える場所の普及、奨学金制度、スポーツ・武道場のバックアップ、これらの振興を基盤に幅広い交流活動を行い、スポーツ・武道を通して社会に還元する事業を行うことによって、我が国の文化意識、精神性のより高い向上の実現を達成し、もって人間性あふれた社会道德の進展に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年 8月 8日
申請書を受理した日	平成26年 8月29日
名 称	特定非営利活動法人ワークステージ
代 表 者 の 氏 名	白江 清
主たる事務所の所在地	大阪市東住吉区住道矢田5丁目9番24号
定款に記載された目的	この法人は、障害のある人や働くのが困難な人に対し、就労や生活の支援等を行う活動を通じて、誰もが安心して暮らすことのできる心豊かな社会の実現を目指すことを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年 8月 8日

申請書を受理した日	平成26年 8月29日
名 称	特定非営利活動法人サポートセンター紫陽花
代 表 者 の 氏 名	福田 弘
主たる事務所の所在地	大阪市北区天神橋 4 丁目 6 番 8 号
定款に記載された目的	この法人は、障害者（障害児を含む）及び高齢者が地域社会の中で人間らしく、主体性をもって生活できるよう支援を行い、障害者や高齢者を含む全ての人が人間らしく自立・自由・平等な社会生活が行なえる社会の実現に貢献することを目的とする。

(市民局区政支援室市民活動支援担当)

大阪市告示第1265号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 9月19日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成26年 7月16日 大阪市指令都計（開）第26-17号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市鶴見区横堤 4 丁目44番 1

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府守口市竜田通 2 丁目 4 番 8 号

日邦建設株式会社

代表取締役 中田 忠福

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	5.000m	26.638m	開発者	開発者	すみ切り 2 ヲ所含む
道路	5.000m	6.000m	開発者	開発者	転回広場 すみ切り 1 ヲ所含む
道路	5.000m	6.000m	開発者	開発者	転回広場 すみ切り 1 ヲ所含む

下水道	D=150mm	2.540m	大阪市	—	集水ますⅠ型 インバート付 3ヵ所 新設工
-----	---------	--------	-----	---	-----------------------------

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	1.850m	大阪市	—	0号組立マンホール 1ヵ所 撤去工
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますⅠ型 2ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第1266号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく次の道路について、大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）第5条の規定により廃止を承認した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成26年 9月19日

大阪市長 橋 下 徹

廃止承認年月日及び指令番号

平成26年 9月 4 日

大阪市指令都計建企 第1012号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
中央区 千日前2丁目	158番12の一部 1532番8の一部 1532番9の一部	m 4.00	m 23.03	

（都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市告示第1267号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく次の道路について、大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）第5条の規定により廃止を承認した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成26年 9 月19日

大阪市長 橋 下 徹

廃止承認年月日及び指令番号

平成26年 9 月 4 日

大阪市指令都計建企 第1013号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
		m	m	
城東区	5 番 1 の一部	4.00	12.91	
中浜 3 丁目	5 番 5 の一部			

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第1268号

次のとおり落札者等について公示する。

平成26年 9 月19日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）
⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随
意契約の場合はその理由

◎福祉局生活福祉部保険年金課（大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号）

- ①平成26年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務（高額療養費の見直しに伴う国民健康保険法施行令等の一部改正対応） ②随意 ③平成26年 7 月25日 ④株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西（大阪市北区堂島 3 丁目 1 番21号） ⑤43,495,596円 ⑦政府調達に関する協定第13条第 1 項(c)(i) 及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号

(福祉局生活福祉部保険年金課)

大阪市告示第1269号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2 項の規定に基づき、平成26年大阪市告示第228号で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の一部の指定を解除する。

平成26年 9月19日

大阪市長 橋 下 徹

1 指定を一部解除する形質変更時要届出区域

別図のとおり

(大阪市住之江区北加賀屋三丁目5番1の一部)

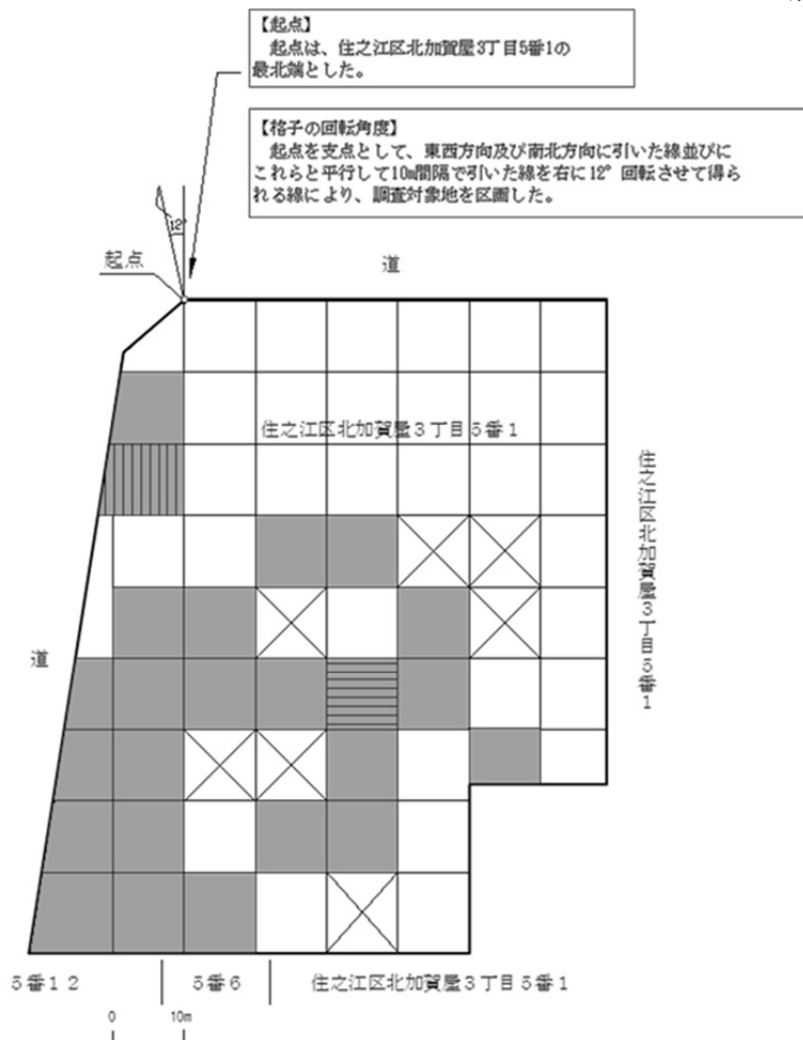
2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称

ベンゼン、六価クロム化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

別 図



【凡例】

- | | |
|--|--------|
| : 調査対象地 | : 単位区画 |
| : 形質変更時要届出区域 | |
| : 今回、指定を解除する形質変更時要届出区域 | |
| : 今回、ベンゼンに関して指定を解除する形質変更時要届出区域
(鉛に関する指定については変更なし) | |
| : 今回、六価クロム化合物に関して指定を解除する形質変更時要届出区域
(鉛に関する指定については変更なし) | |

(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第1270号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 9 月19日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成26年10月3日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

NO	種 類	場 所
1	普通自動車 (トヨタ 黒色)	中央区大阪城3番先
2	自動二輪車 (ヤマハ 黄色)	西区新町1丁目25番先
3	普通自動車 (ダイハツ 銀色)	東淀川区下新庄6丁目10番先

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第1271号

大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号。以下「駐車場条例」という。）第14条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 9 月19日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号ATCビルITM棟6階
大阪市建設局管理部管理課
電話 06-6615-6486

2 業務の概要

(1) 募集区分並びに施設の名称及び所在地

募集区分	名称	所在地
I	大阪市立長堀通地下駐車場	大阪市中央区南船場2丁目
	大阪市立東長堀地下駐車場	大阪市中央区南船場1丁目

	大阪市立東長堀バス駐車場	大阪市中心区南船場 1 丁目
	大阪市立長堀バス駐車場	大阪市西区新町 1 丁目
Ⅱ	大阪市立大阪駅前地下駐車場	大阪市北区梅田 1 丁目
	大阪市立安土町地下駐車場	大阪市中心区安土町 3 丁目
	大阪市立谷町筋地下駐車場	大阪市中心区谷町 2 丁目
Ⅲ	大阪市立扇町通地下駐車場	大阪市北区扇町 1 丁目
	大阪市立靱地下駐車場	大阪市西区靱本町 2 丁目

(2) 業務の範囲

- ア 駐車場事業における効率的かつ満足度の高い安定的なサービス提供に係る総合的企画
- イ 業務遂行管理及び業務手法の決定
- ウ 利用者の安全に係る事項及び施設等の補修修繕に係る総合的判断
- エ 駐車場の管理運営に関すること
- オ 駐車場及び附帯施設の維持管理業務
- カ 事業報告書等の提出
- キ その他施設の管理に関して、市長が必要と認める業務

(3) 管理の基準

- ア 供用日及び供用時間
 - 供用日 1 月 1 日から12月31日まで
 - 供用時間 午前 0 時から午後12時まで
- イ 供用日及び供用時間の変更

設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、全部又は一部の供用を休止することができる。
- ウ 入庫及び出庫の受付日及び受付時間の変更

駐車場の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、入庫及び出庫の受付日及び受付時間を変更することができる。
- エ 個人情報の保護

当該施設は公の施設のため、当該業務に伴い取得した個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第11号）に定めるところにより、適正に取り扱うこと

(4) 指定を行おうとする期間

平成27年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

3 申請資格

次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であることとする。ただし、個々の業務について再委託を行う予定がある場合は、(7)については再委託先の法人等が満たしていれば足りるものとする。

- (1) 駐車場条例第16条の規定に該当していないこと
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当し

ていないこと

- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (5) 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと
- (6) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く。）
- (7) 施設の維持管理に関し、法令上の資格を有する者を雇用していること又は市会での議決までに雇用する見込であること
- (8) 有人駐車場の管理運営（Ⅱ区分においては機械式駐車場の管理運営）に関する業務において実績があること
- (9) 直近の3年間において、法人税、本店所在地の市町村税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、駐車場条例第17条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、募集区分ごとに指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定し、仮協定を締結し、市会の議決を経たのち、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の交付方法

平成26年9月19日（金）から建設局ホームページよりダウンロードすることができる。

(2) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、希望する募集区分を選んで、指定管理者指定申請書及び添付書類を持参により提出すること。1の法人等が可能な申請数は3とする。ただし、1区分に対する申請数は1つとし、必ずいずれの募集区分に申請するかを明らかにすること。

イ 指定管理者指定申請書等の提出場所

大阪市建設局管理部管理課

（大阪市住之江区南港北2丁目1番10号ATCビルITM棟6階）

ウ 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 指定申請にかかる誓約書

- ③ 法人等の概要
- ④ 定款又は寄附行為規約其の他これらに類する書類
- ⑤ 法人の登記事項証明書
- ⑥ 事業報告書及び決算書（勘定科目内訳明細書を含む）
- ⑦ 法人等の事業計画書
- ⑧ 法人等の収支予算書
- ⑨ 印鑑証明書
- ⑩ 役員の名簿
- ⑪ 役員の履歴書
- ⑫ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑬ 本店所在地の市町村民税の納税証明書（東京都の場合は都民税）
- ⑭ 障害者雇用状況報告書
- ⑮ 施設の管理運営に関する事業計画書
- ⑯ 施設の管理運営に関する収支予算書
- ⑰ 論述式提案
- ⑱ 選定結果通知用封筒一式

エ 受付期間

平成26年11月18日（火）及び同月19日（水）の午前9時30分から正午
まで及び午後1時から午後5時まで

5 申請するものに要求される事項

- (1) 指定管理者指定申請に関し、当局より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること
- (2) 指定管理予定者は仮協定の締結に応じること

6 その他

- (1) 本募集は、大阪市立長堀通地下駐車場、大阪市立東長堀地下駐車場、大阪市立長堀バス駐車場及び大阪市立東長堀バス駐車場の4施設を一括した1の指定管理者、大阪市立大阪駅前地下駐車場、大阪市立谷町筋地下駐車場及び大阪市立安土町地下駐車場の3施設を一括した1の指定管理者、大阪市立扇町通地下駐車場及び大阪市立靱地下駐車場の2施設を一括した1の指定管理者を選定する募集とする。
- (2) 指定手続において使用する言語 日本語
- (3) 詳細は募集要項による。

（建設局管理部管理課）

大阪市告示第1272号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり供用日の変更を承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成26年 9月19日

大阪市長 橋 下 徹

種類及び名称		位置	供用日（追加）	供用時間
植物園	長居植物園	長居公園内	平成26年10月14日（火）、 10月20日（月）及び10月27 日（月）	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

（建設局公園緑化部南部方面公園事務所）

大阪市告示第1273号

次の施設について、大阪港スポーツアイランド施設条例（平成 6 年大阪市条例第26号）第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり臨時開業及び臨時休業を承認したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成26年 9月19日

大阪市長 橋 下 徹

1 臨時開業

施 設 名	月 日
舞洲野球場	平成26年10月 7 日（火）

2 臨時休業

施 設 名	月 日
舞洲野球場	平成26年10月10日（金） 平成26年10月17日（金） 平成26年10月30日（木） 平成26年10月31日（金）

（港湾局総務部監理調整担当）

生野区告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第 1 項により認可した次の地縁団体について、同条第11項の規定による告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成26年 9月 3 日

大阪市生野区長 清野 善剛

地縁による団体名称 大阪市生野区東桃谷連合桃谷4南振興町会

及び事務所の所在地 大阪市生野区勝山北4丁目14番19号

1 変更があった事項及びその内容

変更があった事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	山本 哲夫 大阪市生野区勝山北 4丁目6番1号	中村 明 大阪市生野区勝山北 4丁目14番34号

2 変更の年月日 平成26年 5月21日

3 変更の理由 大阪市生野区東桃谷連合桃谷4南振興町会代表者の交代による。

(生野区役所市民協働課)

(平26. 9. 3 揭示済)

大阪市水道局告示第58号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年 9月19日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号 オーク200 1番街
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

- | | |
|-------------------------|--------|
| ① 水道メータ13mm (2) | 8,000個 |
| ② 水道メータ25mm (2) | 1,600個 |
| ③ 水道メータ40mm (2) | 1,200個 |
| ④ 水道メータ50mm (2) | 312個 |
| ⑤ 水道メータ(共同住宅用) 20mm (2) | 6,200個 |

以上、電子入札対象案件とする。

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限

- ① 上記(1)①及び③から⑤まで 平成27年 3月31日(火)
② 上記(1)② 平成27年 1月30日(金)

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 上記(1)①から⑤までの物品ごとに入札に付する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成26年10月6日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「28:理化学機器」で登録していること
- (5) 当該物品またはこれと類似する物品について、口径を問わず納入実績を有すること
- (6) 当該物品の納入に際し、所定の数量を確実に納入することができる体制が整備されていること
- (7) 当該物品を確実に安定して納入できることの保証書の提出ができること（当該物品の製造業者である場合は提出不要）
- (8) 当該物品について、日本国内において検査を行うことができ、水道局の求めに応じて検査及びアフターサービスを速やかに提供できる体制が整備されていること
- (9) 納入しようとする物品が水道局の承認を得たものであること。なお、承認を得ていない場合は、平成26年10月6日（月）までに水道局工務部給水課量水器事務所（電話06-6323-4149）に承認申請を行い、承認を得ること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成26年10月6日（月）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成26年10月6日（月）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 担当部局（1に同じ）

5 契約条項を示す場所

〒559 - 8558 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟9階
大阪市水道局総務部管財課
電話 06 - 6616 - 5462

6 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成26年12月18日（木）から同月19日（金）までの午前9時から午後5時まで

② 開札予定日時 平成26年12月22日（月）午前11時30分

③ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間 平成26年12月22日（月）午前11時から午前11時30分まで

② 開札予定日時 平成26年12月22日（月）午前11時30分

③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）

ただし、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号。以下「契約規程」という。）第23条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成26年12月19日（金）午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

(1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上）免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第34条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成26年10月6日（月）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規程第26条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

- (2) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ① Water Meter 13mm (2) 8,000 units
 - ② Water Meter 25mm (2) 1,600 units
 - ③ Water Meter 40mm (2) 1,200 units
 - ④ Water Meter 50mm (2) 312 units
 - ⑤ Water Meter (for apartment building) 20mm (2) 6,200 units
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 6 October 2014
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 18 December 2014 to 5:00PM, 19 December 2014
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 22 December 2014
 - ③ by post: 5:00PM, 19 December 2014
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

(水道局総務部管財課)

大阪市水道局告示第59号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年 9月19日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号 オーク200 1番街
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

- (1) 修繕物品及び数量 水道メータ25mm (2) 15,040個

(電子入札対象案件)

- (2) 修繕物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期限 平成27年 3月31日 (火)
- (4) 履行場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成26年10月 6日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「28:理化学機器」で登録していること
- (5) 当該物品またはこれと類似する物品について、口径を問わず修繕実績を有すること
- (6) 当該物品の修繕に際し、所定の数量を確実に履行することができる体制が整備されていること
- (7) 当該物品を確実に安定して修繕できることの保証書の提出ができること（当該物品の製造業者である場合は提出不要）
- (8) 当該物品の修繕について、日本国内において検査を行うことができ、水道局の求めに応じて検査及びアフターサービスを速やかに提供できる体制が整備されていること
- (9) 当該物品の修繕に関して水道局の承認を得ていること。なお、承認を得ていない場合は、平成26年10月 6日（月）までに水道局工務部給水課量水器事務所（電話06-6323-4149）に承認申請を行い、承認を得ること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成26年10月 6日（月）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成26年10月 6日（月）午後 5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 担当部局（1に同じ）

5 契約条項を示す場所

〒559 - 8558 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番10号 ATCビルITM棟 9 階
大阪市水道局総務部管財課
電話 06 - 6616 - 5462

6 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成26年12月18日（木）から同月19日（金）までの午前9時から午後5時まで
- ② 開札予定日時 平成26年12月22日（月）午前11時30分
- ③ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成26年12月22日（月）午前11時から午前11時30分まで
- ② 開札予定日時 平成26年12月22日（月）午前11時30分
- ③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）

ただし、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号。以下「契約規程」という。）第23条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成26年12月19日（金）午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

(1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上）免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第34条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成26年10月6日（月）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。
なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規程第26条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達、WT0に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be repaired:
Water Meter 25mm (2) 15,040 units
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 6 October 2014
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 18 December 2014 to 5:00PM, 19 December 2014
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 22 December 2014
 - ③ by post: 5:00PM, 19 December 2014
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

(水道局総務部管財課)

大阪市水道局告示第60号

次のとおり落札者等について公示する。

平成26年 9月19日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契

約相手方) ⑤落札金額(随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日又は
公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎水道局総務部管財課(大阪市住之江区南港北2-1-10)

①情報システム統合基盤サーバ機器類(水道局) 長期借入 一式 ②一般

③26.7.18 ④富士通リース(株) 関西支店 大阪市中央区城見二丁目2
番53号 ⑤378,556,740円 ⑥26.5.16

①水道メータ(共同住宅用) 20mm 買入 9,200個 ②一般 ③26.7.30

④前澤給装工業(株) 大阪営業所 大阪市西淀川区御幣島1-9-4 ⑤
22,554,720円 ⑥26.4.25

①水道メータ25mm 買入 12,800個 ②一般 ③26.7.30 ④(株) ニッコ
ク 関西支店 和歌山県岩出市岡田998番地の1 ⑤38,983,680円 ⑥26.4.
25

①水道メータ13mm 買入 22,000個 ②一般 ③26.7.30 ④アズビル金門
(株) 大阪支店 東大阪市長田中1-4-17 長田センタービル ⑤
40,392,000円 ⑥26.4.25

①水道メータ40mm 買入 3,400個 ②一般 ③26.7.30 ④アズビル金門
(株) 大阪支店 東大阪市長田中1-4-17 長田センタービル ⑤
40,392,000円 ⑥26.4.25

①水道メータ25mm 修繕 22,720個 ②一般 ③26.7.30 ④(株) 阪神計器
製作所 西宮支店 兵庫県西宮市中島町9-10 ⑤23,065,344円 ⑥26.4.
25

①水道メータ40mm 修繕 2,200個 ②一般 ③26.7.30 ④アズビル金門
(株) 大阪支店 東大阪市長田中1-4-17 長田センタービル ⑤
21,859,200円 ⑥26.4.25

①水道メータ50mm 買入 576個 ②一般 ③26.7.31 ④アズビル金門(株)
大阪支店 東大阪市長田中1-4-17 長田センタービル ⑤43,234,560
円 ⑥26.4.25

(水道局総務部管財課)

大阪市選挙管理委員会告示第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項並びにこれを準用する同法
第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条
第2項及び市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第5条第
30項において準用する場合を含む。)の規定による平成26年9月2日現在の選
挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、80万を超える数に8分の
1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて
得た数とを合算して得た数及び6分の1の数並びに大阪市議会議員の各選挙区

におけるその総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成26年 9月 5日

大阪市選挙管理委員会

委員長 大屋 登史子

- 1 大阪市における選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び6分の1の数

50分の1の数 42,936

80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 368,346

6分の1の数 357,795

- 2 大阪市議会議員の各選挙区における選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数

北 区	32,099	天 王 寺 区	18,565	城 東 区	44,789
都 島 区	28,022	浪 速 区	16,683	鶴 見 区	29,064
福 島 区	19,376	西 淀 川 区	25,767	阿 倍 野 区	28,920
此 花 区	18,485	淀 川 区	47,519	住 之 江 区	34,225
中 央 区	24,282	東 淀 川 区	46,750	住 吉 区	41,836
西 区	23,897	東 成 区	20,809	東 住 吉 区	35,728
港 区	22,611	生 野 区	28,502	平 野 区	52,670
大 正 区	18,745	旭 区	25,306	西 成 区	30,946

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(平26. 9 . 5 揭示済)

公 告

大阪市人事委員会公告第18号

大阪市会事務局職員組合（登録番号第2号）から届出のあった登録事項の変更（主たる事務所の所在地の変更、役員の改選及び規約の変更）の件については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第9項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第4条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成26年 9月19日

大 阪 市 人 事 委 員 会

委 員 長 西 村 捷 三

- 1 職員団体登録簿中第2項（主たる事務所の所在地）を、大阪市淀川区東三

国4-2-7-402に変更した。

- 2 職員団体登録簿中第5項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり変更した。

理事その他の役員名簿

団体における 役名	所属名	職 名	氏 名	住 所
執行委員長	議事担当	事務職員	西川 恵	大阪市淀川区東三国 4-2-7-402
執行委員	総務担当	事務職員	松林 いづ美	大阪府岸和田市南上町 1-50-28-501
	政策調査 担 当	事務職員	佐藤 文彦	大阪府堺市中区深井畑山町 2500-1-208

- 3 職員団体登録簿中第8項（規約の作成又は変更が、地方公務員法第53条第3項の規定に適合するものであることを確認する旨）に次のとおり登録した。

「ここに確認する（平成26年9月8日登録）」

- 4 登録年月日

平成26年9月8日

（行政委員会事務局任用調査部調査課）

大阪市人事委員会公告第19号

大阪市職員労働組合（登録番号第1号）について、職員団体登録簿中第6項における専従休職を与えられている者の氏名を次のとおり登録したので、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成26年9月19日

大 阪 市 人 事 委 員 会
委員長 西 村 捷 三

- 1 職員団体登録簿中第6項における専従休職を与えられている者の氏名を次のとおり登録した。

専従休職者名簿

職員団体名	登録番号	氏名
大阪市職員労働組合	1	比嘉 一郎
		徳野 尚
		宮崎 正
		黒田 悦治
		田中 浩二
		山本 善久
		林 鉄兵

2 登録年月日

平成26年9月8日

(行政委員会事務局任用調査部調査課)